

有期契約労働者をめぐる 法的な留意点と対応方法

～平成30年4月から本格化する無期労働契約への対応はお済みですか？～

～無期転換ルールとは～

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申出により、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

「通算5年」のカウントは、平成25年4月1日以降に締結した有期労働契約から起算しますので、平成30年4月から無期転換が本格化します。原則としてすべての方が対象で、契約社員、パート、アルバイト、派遣社員などの名称は問いません。

～セミナー内容～

- ◆無期転換ルールの基本的な考え方
- ◆無期転換ルールの高年齢者等に対する特例措置について
- ◆就業規則の変更など、無期転換ルールに対する事業所の取るべき具体的対応について

◎日 時 平成30年 **2月8日(木)**
 I セミナー **13:30～15:00**
 II 個別相談会 **15:00～16:30**
 (お一人の相談時間は30分程度です)

◎会 場 **榎原商工会議所 4階 会議室**

榎原商工会議所には専用駐車場がございませんので、お車でお越しの方は隣接する市営駐車場等(自己負担)をご利用ください。

◎受講料(相談会含む)

榎原商工会議所会員 : **無料**
 非会員 : **3,000円(一人)**

◎定 員 **36名**

※先着順、講座内容等の都合上 **1社2名**までとします。
 (定員になり次第締め切ります。)

◎申込方法

下記の申込書に記入の上、FAXでお申し込みください。
 ※お申込みから受講当日までの流れをご確認ください。

◎申込締切 **平成30年2月2日(金)**

講師

特定社会保険労務士

森川康治氏

もりかわ社労士事務所 代表

プロフィール

- 奈良県榎原市出身(昭和41年生)
 大学卒業後、大手事務用品会社勤務を経て、榎原市に「もりかわ社労士事務所」を開設。現在に至る。
- ・奈良県社会保険労務士会 副会長
 - ・社労士会労働紛争解決センター奈良 センター長
 - ・榎原商工会議所 議員
 - ・榎原商工会議所青年部 副会長・監事を歴任(卒業)



お申込みから受講当日までの流れ

1. 上記の申込項目にご記入の上、榎原商工会議所まで FAXにてお申込み下さい。
※原則本申込書により FAX 送信で受講の確定(受講票は発行しません)としますが、定員を超えた場合は当所よりご連絡致します。当初より連絡がない限りご来場ください。
2. 当日、会場受付にてお名前をお知らせください。
※申込に当たり本商工会議所が主催するセミナー等に過去卒業当日、無連絡で2回以上欠席した場合は、受講をお断りすることがあります。
3. アンケートへのご協力をお願い
当日、受講者の皆様へ下記の事項等について記入依頼を行いますのでお忙しい所ですが②③について事前にお考えいただけると幸いです。
 ①セミナー内容に関すること ②開催希望するセミナーの具体的な内容
 ③商工会議所(事業活動)へのご意見・ご要望等

受 講 申 込 書

FAX 0744-28-4430

(フリガナ) 受講者名①		(フリガナ) 受講者名②	
事業所名		事業内容	
所在地			
TEL		FAX	
個別相談	希望あり・希望なし	相談概要	

※ご記入頂いた情報は商工会議所からの各種連絡・情報提供の為に利用するほか、参加者の実態調査・分析の為に利用することがございます。また、セミナーで写真撮影したものを当所のホームページ、広報誌「かしはら商工ニュース」において公開する場合がございます。申込内容を講師に提供いたします。

主催: 榎原商工会議所 中小企業相談所・商業部会

榎原市久米町 652-2
 電話 0744-28-4400 FAX 0744-28-4430